



## 航空危険物規則書第 61 版(2020 年 1 月 1 日発効)への訂正、追加

### IATA Dangerous Goods Regulations 61st Edition Effective 1 January 2020 ADDENDUM Posted 2 December 2019 の邦訳

IATA 危険物規則書の利用者は、2020 年 1 月 1 日発効の第 61 版に対する下記の変更内容に留意されたい。

変更または訂正箇所は、それと判別できるよう取り消し線と網掛けで表示した。なお、ページ数はすべて JACIS 版航空危険物規則書のページ数を表している。

#### **第 2 章**

25 ページ、2.3.2.3 を以下のように訂正。

#### **2.3.2.3 非防漏型蓄電池を装備している車椅子/移動補助機器 (Wheelchairs/Mobility Aids with Spillable Batteries)**

2.3.2.3.2 運航者は以下を確かめなければならない。

- (a) 電池の端子は、例えば、電池容器内に収納することなどにより短絡が生じないように保護されている。
- (b) 電池には実行可能であれば漏洩防止の通気キャップが取り付けられている。
- (c) 電池は以下のいずれかである。
  1. 車椅子または移動補助にしっかりと固定されており、電気回路はメーカーの使用説明書に従って絶縁されている。または
  2. 移動補助機器が直立の状態を保つことができない場合、メーカーの使用説明書に従って移動補助機器から取り外されている。(2.3.2.3(e)2.3.2.3.3、9.3.14.6 および図 9.3.C 参照)。

#### **政府例外規定の新規または訂正 (2.8.2)**

2.8.1.3 のリスト

ベルギーの前に

追加：アルバ

AWG

新規追加 **AWG:アルバ(Aruba)**

アルバを発着、または上空通過する航空機で危険物を輸送したい運航者は、アルバ民間航空局から書面による事前認可を取得しなければならない。さらなる情報は、下記から得ら

れる。

Department of Civil Aviation  
Sabana Berde 73B  
ARUBA

Tel: +297-523 2665  
Fax: +297-582 3038  
Email: [dca@dca.gov.aw](mailto:dca@dca.gov.aw)

#### 運航者例外規定の新規または訂正 (2.8.4)

##### 訂正 AC (エアカナダ)

**AC-09** オーバーパック内に収納された、機器と共に包装されまたは機器に組み込まれた、使用されたリチウム電池および/または、改修されたリチウム電池、Section II、は、貨物での輸送は受託しない。

##### 訂正 C8 (カーゴルクスイタリア)

**C8-01** 本規則で定められている核分裂性適用除外を含む核分裂性物質の輸送は受託しない (10.5.13 および 10.10.2 参照)。

##### 訂正 CV (カーゴルクス)

**CV-01** 本規則で定められている核分裂性適用除外を含む核分裂性物質の輸送は受託しない (10.5.13 および 10.10.2 参照)。

##### 訂正 EK (エミレーツ航空)

**EK-02** 以下の危険物はエミレーツ航空として貨物での輸送は受託しない。

- 包装基準 968 の Section I A、I B および II に従い準備されたリチウム合金単電池および組電池を含む UN 3090 リチウム金属単電池および組電池。この禁止事項には、特別規定 A88、A99 に従い承認の下輸送されるリチウム金属電池および A201 の承認の下適用免除として輸送されるものも含まれる。
- 包装基準 965 の Section I A、I B および II に従い準備されたリチウムポリマー単電池および組電池を含む UN 3480 リチウムイオン単電池および組電池。この禁止事項には、特別規定 A88、A99 に従い承認の下輸送されるリチウムイオン電池も含まれる。

##### 注：

リチウム電池の禁止要件は、旅客または乗務員が携行する危険物の規定で適用されるリチウム電池（充電可および充電不可）には適用しない (2.3.2 から 2.3.5 および表 2.3.A 参照)。

- UN 2809 水銀

● 第4分類

- 区分4.1 — 可燃性固体、自己反応性物質、重合物質および固体の鈍性火薬類
- 区分4.2 — 自然発火性物質
- 区分4.3 — 水と接触すると引火性ガスを発生する物質

● 第5分類

- 区分5.1 — 酸化性物質
- 区分5.2 — 有機過酸化物

注：

第4分類および第5分類に関する制限は、上記の区分が主危険性または副次危険性であるかを問わず適用する。

新規追加

EK-03 機器と共に包装されまたは機器に組み込まれた、使用されたリチウム電池および/または、改修されたリチウム電池、およびそれらの電池で駆動する乗り物は、貨物での輸送は受託しない。

注：

この禁止要件は以下には適用しない。

1. 包装基準952に従って準備された自動車 (Automobiles)。
2. リチウム電池で作動するデータロガーおよび貨物追跡装置。
3. 荷送人または荷受人が航空会社、軍事用航空機の運航者または航空機製造業者である場合の、電池が組み込まれている航空機部品。

訂正 FX (フェデラルエクスプレス)

FX-02

(a) UN 1230 メタノール (Methanol) および微量危険物 (EQ) を除いて、主危険性または副次危険性が区分6.1の物質で包装等級IまたはIIのものについて、

- プエルトリコを含む米国内を発地または目的地とする輸送は、米国運輸省 (DOT) が特別許可 (Special Permit (SP)) と認められた容器に入れられている場合のみ受託する。
- 国際輸送の場合は包装等級 I の性能要件を満たした国連規格容器に入れられている場合のみ受託する。

注：

副次危険性区分6.1で包装等級を持たないものはFX-02(a)に該当しない。

- (b) Hazard Zone “A” の吸入毒性を有する物質または主危険性、副次危険性のいずれかが毒物である第2分類の物質の輸送は受託しない。
- (c) ポリ塩素化ビフェニール (Polychlorinated biphenyls)。以下の第9分類の物質で、PCB を含んでいるとわかっているもの、または含むと疑われる場合は、以下のように包装しなければならない。液体については、IP3 または IP3A の金属製内装容器を使用し、隙間を完全に満たすだけの吸収材を入れる。固体については、包装基準に適用する内装容器であれば何を使用してもよい。外装容器は、1A2 鋼製ドラム、4H2 プラスチック製箱、USA DOT-SP 8249、9168 または 11248 を使用しなければならない (各物質

名の後の包装基準 [-] 参照)。

**国連番号 品目**

UN 2315 — Polychlorinated biphenyls, liquid [964]

UN 3077 — Environmentally hazardous substance, solid, n. o. s. ★ [956, Y956]

UN 3082 — Environmentally hazardous substance, liquid, n. o. s. ★ [964, Y964]

UN 3432 — Polychlorinated biphenyls, solid [956]

- (d) 区分 4.3 のすべての米国国内輸送は、“Y” の包装基準による少量危険物として提供されるか、または陸上輸送のためのプラカードの掲載が要求されない米国運輸省 (DOT) の特別許可を使用して提供されなければならない。米国内発米国外向け貨物の輸送は、“Y” の包装基準による少量危険物として提供されるか、またはフェデラルエクスプレススタッフが配置される危険物の受託施設へ搬入されなければならない。米国外発米国内向け貨物の輸送は、“Y” の包装基準による少量危険物として提供されるか、またはフェデラルエクスプレススタッフが配置される危険物の受託施設を引き渡し施設として発送しなければならない。

- (e) フェデラルエクスプレスは、~~圧縮酸素 (Oxygen compressed) UN 1072 については、製造業者によって DOT31FP マークが付されている包装物に収納されている以下の国連番号試験規格マーク付きのもののみ受託する。(包装基準 200 および USG-15(d) 参照。)~~これは包括要件として、発着地のいかにかわらず適用する。~~(各物質名の後の包装基準 [-] および USG-15(d) 参照。)~~ (包装基準 200 および USG-15(d) 参照。) 包装物は、連邦規則 49 (49CFR) 173.302F (3) および付録 (Appendix) D, E, L および M, T に従っていること。

**国連番号 品目**

~~UN 1072 — Oxygen, compressed [200]~~

~~UN 1070 — Nitrous oxide [200]~~

~~UN 2451 — Nitrogen trifluoride [200]~~

~~UN 3156 — Compressed gas, oxidizing, n. o. s. ★ [200]~~

~~UN 3157 — Liquefied gas, oxidizing, n. o. s. ★ [200]~~

~~UN 3356 — Oxygen generator, chemical [565]~~

**FX-03**

- (a) 第 7 分類の物質は、FedEx International Priority Freight (IPF)、FedEx International Premium (IP1) または FedEx International Express Freight (IXF) による輸送に供される場合、事前通知または事前承認が要求されることがある。追加情報については+1 (877) 398-5851 に連絡すること。以下の国連番号は、内容物にプルトニウム 239 (PU 239) またはプルトニウム 241 (PU 241) を含む場合、禁止される。UN 3324、UN 3325、UN 3326、UN 3327、UN 3328、UN 3329、UN 3330、UN 3331 および UN 3333。
- (b) フェデラルエクスプレスは荷送人が IDG ラベル認可リストに掲載されていない場合、副次危険性が区分 1.4、第 3 分類、区分 4.1、区分 4.2、区分 4.3、区分 5.1、区分 5.2、第 8 分類または貨物機専用ラベルが貼付された区分 2.2 の放射性物質は受託しない。

米国以外を発地とする第7分類の輸送は事前承認が要求される。各地域のフェデラルエクスプレスの顧客サービス番号に電話し、FedEx Express Freight の顧客サービスに申請すること。

- (c) 世界中すべての核分裂性物質の輸送は事前承認が要求される。支援については、1-901-375-6806 に電話し、“4” を押して次の危険物担当者呼び出す。
- (d) 放射性核種の混合物または溶液については、“mixture” または “solution” の適切なものを数量と包装の種類 (Quantity and Type of Packaging) 欄へ物理的および化学的形態とともに記載する(例えば liquid salt solution または solid oxide mixture)。
- (e) フェデラルエクスプレスは適用除外輸送物 (UN 2908、UN 2909、UN 2910、UN 2911) でオーバーパックに収納されたものは受託しない。または2つ以上の包装物がスキッド、パレットに積まれたものはも受託するしない。(左記は、JACIS 誤植訂正)

#### FX-04

- (a) 以下の第8分類の物質の輸送は受託しない(各物質名の後の包装基準 [-] 参照)。

##### 国連番号 品目

UN 1796 — Nitrating acid mixture, over 40% concentration [854, 855]

UN 1826 — Nitrating acid mixtures, spent, over 40% concentration [854, 855]

UN 2031 — Nitric acid, over 40% concentration [854, 855]

上記の物質で濃度の許容範囲に入っているものは、危険物申告書上の正式輸送品目名に付随させてその濃度を記載しなければならない。

- (b) USG-04-地域的、政府のまたは国際的規則で定められている有害廃棄物 (hazardous waste) の輸送は受託しない。
- (c) ~~区分 6.2 の品目で、~~連邦病原体選別プログラム (Federal Select Agent Program FSAP) または米国疾病コントロールセンター (CDC)  
<https://www.cdc.gov/phpr/dsat/fsap.htm>  
<https://www.cdc.gov/phpr/dsat/what-is-select-agents.htm>  
の“選別された病原体 (Select Agents)” に該当するものの輸送は受託しない。
- (d) 以下のような物質の輸送の受託はしない(各物質名の後の包装基準 [-] 参照)。

##### 国連番号 品目

UN 1001 — Acetylene, dissolved [200]

UN 1162 — Dimethyldichlorosilane [377]

UN 1308 — Zirconium suspended in a flammable liquid, Packing Group I, [361]

UN 1873 — Perchloric acid, over 50% concentration [553]

- (e) フェデラルエクスプレスは、当局の認可があっても特別規定 A2 または A183 または A209 に関わるいかなるものの輸送も受託しない。ただし具体的に事前認可された場合を除く。the FedEx Dangerous Goods Hotline +1 (901) 375-6806 または [dghotline@fedex.com](mailto:dghotline@fedex.com) にコンタクトすること。

いかなる電池駆動の機器もリコール品に該当するものは、そのリコールが安全性にかかわるものではなく、且つ電池が火災または危険な熱の発生の可能性がないものだけに限り受託する。

- (f) ホバーボード (Hover board) または類似の自立式乗り物 (self-balancing vehicles) (UN 3171) は、企業 (会社) からの新品、未開封のオリジナル容器に収納されているものに限り受託する。使用されたことのある、改造された、または個人、転売業者 (再販業者)、第 3 者からの自立式乗り物 (self-balancing vehicles) 貨物は受託しない。

#### FX-05

- (a) フェデラルエクスプレスは、UN 3090 または UN 3480 で Section II として供されるものは受託しない。
- (b) 包装基準 968 (Section I A、I B) に従ったすべての UN 3090 リチウム金属電池には事前の承認が必要となる。

[www.fedex.com/dangerousgoods](http://www.fedex.com/dangerousgoods) を参照し、Getting Started を選択の後、Lithium Batteries を選択する。

- (c) すべての包装基準のすべてのリチウム電池 (Section I、I A、I B および II) は以下の分類/区分の危険物と同一の包装物に収納して輸送してはならない。区分 1.4、区分 2.1、第 3 分類、区分 4.1、区分 4.2、区分 4.3、区分 5.1、区分 5.2 および第 8 分類ならびに貨物機専用ラベルが貼付された区分 2.2。当該規定は同梱 (All Packed in One)、オーバーパックおよび、同梱/オーバーパックの組み合わせを含む。

例外：包装基準 967 または 970 に従いリチウム電池マークを要求されない Section II のリチウム電池を内蔵する温度管理機器は、上記の分類/区分と共に出荷できる。しかし、荷送人は、FedEx automation service にて “Section II lithium batteries/cells” box を選択してはいけない。温度管理機器 (Temperature control devices) に Section II のリチウム電池のみが含まれるもの。包装物には、リチウム電池マークまたはリチウム電池取り扱いラベルも求められない ELB (Section II のリチウム電池のフェデラルエクスプレス危険物取り扱いコード) で、フェデラルエクスプレス自動化機器 (automation device) で選別されないもの。

- (d) 運航中に駆動させた状態でのデータ記録装置 (フェデラルエクスプレス SenseWare SenseAware を除く) を発送する荷送人は、事前承認を受けなければならない。承認手続きについては、フェデラルエクスプレス危険物ホットライン +1 (901) 375-6808 +1 (901) 375-6806 または Email: [dghotline@fedex.com](mailto:dghotline@fedex.com) に連絡すること。これらの承認は、機器、製造業者、モデル番号に基づき、荷送人は、製造業者の代わりに機器の承認を要求してもよい。

FX-06 危険物を収納した包装物で、フェデラルエクスプレスの要求する条件および規則上の書類要件すべてを満たすことができないもの、また包装物の外装の上面および側面にすべての規則上要求される、マーキングおよびラベリングを満たしていないものは、輸送は受託しない。いかなる書類、マーキングおよびラベリングも、包装物の底面に付けることは許可されない。例外：国連容器規格マークは、包装物底面でもよい。brown box を含むフェデラルエクスプレス社の商標のついた容器は危険物または固形二酸化炭素 (ドライアイス) を出荷するために使用することはできない。例外：フェデラルエクスプレス社の white および brown の box と tube はフェデラルエクスプレス社の UN 3091 および UN 3481



の Section II リチウム電池貨物に使用することができる。UN 3373 生物由来物質カテゴリー B は、FedEx UN 3373 Pak、FedEx Clinical Box またはすべての FedEx TempAssure 容器での輸送が可能となっている。

FX-09 (空欄) 米国発着の同梱およびオーバーパック貨物は、49 CFR 77.848 の隔離要件に従わなければならない。

[https://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?node=pt49.2.177&rgn=div5#se49.2.177\\_1848](https://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?node=pt49.2.177&rgn=div5#se49.2.177_1848).

FX-10 (空欄) 従業員が配置されているフェデラルエクスプレスの米国内の事務所に搬入される接近可能な危険物 (ADG) および接近不可能な危険物 (IDG) を含む貨物は、紙の送り状または航空貨物運送状ではなく、フェデラルエクスプレスまたは第三者の自動化システムを使用して処理されなければならない。

FX-18 米国内を発地とするフェデラルエクスプレスの危険物輸送のための危険物申告書は、危険物規則の適法性編集チェック付きのソフトウェアを使用して、以下の方法の1つにより準備されなければならない。

- FedEx electronic shipping solutions。(以下改定情報を参照。)
- 認定された荷主が著作権を持つソフトウェアまたは
- フェデラルエクスプレスが認定した販売業者のソフトウェア。(フェデラルエクスプレス社認定の危険物出荷アプリケーション販売業者のリストは、[www.fedex.com/us;dangerous\\_goods](http://www.fedex.com/us;dangerous_goods) で検索ができる。)

改定 (Update) : すべての FedEx electronic shipping solutions は 2016 年版または 2021 年 6 月 1 日 1 月以前のものより新しいものであること。これは、フェデラルエクスプレスサーバーアプリケーションおよびフェデラルエクスプレスウェブサービスアップロードを含む。

危険物情報のアップロードが FedEx DG Ready DG Data Upload Mode を使用していない場合、またはこの日付けで最新版の FedEx Café and FedEx.com を使用していない場合、貨物はフェデラルエクスプレス輸送ネットワークでは受託しない。

FX-18 の規定は現在以下には適用しない。

- 米国外の地域 (海外の米国統治領、たとえばプエルトリコを含む) を発地とする輸送。
- FedEx International Express Freight® (IXF)、および FedEx International Premium® (IP1)。
- 第 7 分類の放射性物質を含む輸送。

訂正 GK (ジェットスター・ジャパン)

GK-06 UN 3480 の輸送 - リチウムポリマー電池を含むリチウムイオン単電池および組電池はジェットスター航空機で貨物としての輸送を禁止する。これは包装基準 965 の Section I A、I B および Section II に適用する。

~~この禁止から適用免除される輸送は以下のとおりである。~~

- A.O.G 予備品として出荷される UN 3480 リチウムイオン電池 (リチウムポリマー電池を

含む)。

—“A. O. G Spares”の文言が危険物申告書の“Additional Handling Information”欄または危険物申告書が要求されない場合には航空貨物運送状の“Handling Information”か“Nature and Quantity of Goods”欄に記載されなければならない。

- 緊急救命装置（他の輸送手段が使用できない場合）として出荷されるUN 3480 リチウムイオン電池（リチウムポリマー電池を含む）。

—“Urgently required to Support Life-Saving Devices”の文言が危険物申告書の“Additional Handling Information”欄または危険物申告書が要求されない場合には航空貨物運送状の“Handling Information”か“Nature and Quantity of Goods”欄に記載されなければならない。

上記の適用免除される輸送は以下でなければならない。

- それぞれ正味量 100 kg 以下であること。
- 危険物規則書の関連部分に従っていること（たとえば使用される場合、危険物申告書）。
- 1 航空機当たりの合計重量が 100 kg 以下であること。
- クラス C 貨物室に搭載すること（下部貨物室のみ）。

#### 訂正 KL (KLMオランダ/シティホッパー-B.V. 航空)

KL-01 第1分類の火薬類については、荷送人は発地国、通過国および目的地国により要求されるすべての認可を得なくてはならない。KL-MPIによる輸送および取り扱いには、承認を取得しなければならない。承認の申請は、Eメールにてapproval@klmcargo.comに対して予約手続きの中で行うこと。

KL-03 政府による適用免除または認可の下、供される危険物は、KLMオランダ/シティホッパー-B.V. 航空からの承認がある場合に限り受託できる。承認の申請は、Eメールにてapproval@klmcargo.comに対して予約手続きの中で行うこと。

#### 訂正 MP (マーチンエアー・オランダ)

MP-03 特別規定A88またはA99に基づくものを含めて、政府による適用免除または認可の下、供される危険物は、マーチンエアー・オランダの事前承認の対象となる。承認の申請は、Eメールにてscc@martinair.comに対して提出しなければならない。すべての関連書類一式の写しもEメールに含まなければならない。特別規定 A88、A99、または他の政府の適用免除または認可の下で供されるリチウムイオンおよび/または金属単電池および/または組電池は、輸送を受託しない。

#### 訂正 OZ (アジアナ航空)

OZ-02 混載の中の危険物についてはの輸送を受託する。混載貨物の場合は、荷送人は危険物申告書に航空貨物運送状番号の後に“/”で区切り、ハウス航空貨物運送状番号を記載しなければならない（1.3.3、8.1.2.4、8.1.6.3、9.1.8および10.8.1.5参照）。

OZ-03 第1分類、火薬類は、アジアナ航空から事前承認が得られていれば、輸送を受託す



る。事前承認は、火薬類を含む社用品の部品および補給品、また2.3.2.1により許可される旅客手荷物の中の少量の弾薬には要求されない。

追加情報または運航者承認についての連絡先。

Asiana Airlines, Cargo Service TeamCargo Services & Contracts

PO Box 22381

Cargo Terminal B, 77-45

Gonghangdong-ro 295 beon-gil, Jung-gu,

Incheon

KOREA

Fax: +82-2-2656-2690

E-mail: icnicc@flyasiana.com

**OZ-05** 化学酸素発生器 (Oxygen generator, chemical) —UN 3356の輸送は受託しない。  
ただし社用品 (COMAT) については例外がある。

**OZ-06** 第7分類、放射性物質：B(M)型輸送物、核分裂性物質およびC型輸送物の輸送は受託しない。

**OZ-07** 第7分類、放射性物質：B(U)型輸送物は貨物専用機による輸送のみ受託する。 (空欄)

**OZ-11** UN 3480のリチウムイオン電池、Section IBおよびIIについては、荷送人は、充電率 (SoC) が定格容量の30%を超えていないことを明確に示さなければならない。Section IBについては、危険物申告書の“その他の取扱い注意 (Additional Handling Information)”欄に、Section IIについては、航空貨物運送状の“品物の性質および量 (Nature and Quantity of Goods)”欄にその情報を表示しなければならない。

訂正 **QK** (ジャズ航空)

**QK-09** オーバーパック内に収納された、機器と共に包装されまたは機器に組み込まれた、使用されたリチウム電池および/または、改修されたリチウム電池、Section II、は、貨物での輸送は受託しない。

訂正 **RS** (スカイリージョナル航空)

**RS-09** オーバーパック内に収納された、機器と共に包装されまたは機器に組み込まれた、使用されたリチウム電池および/または、改修されたリチウム電池、Section II、は、貨物での輸送は受託しない。

訂正 **RV** (エアカナダルージュ)

**RV-09** オーバーパック内に収納された、機器と共に包装されまたは機器に組み込まれた、使用されたリチウム電池および/または、改修されたリチウム電池、Section II、は、貨物

での輸送は受託しない。

#### 訂正 WY (オマーン航空)

WY-01 本規則に定められている全分類の危険物は、オマーン航空から出発の72時間前までに事前承認および予約手配を行っていないければ輸送を受託されない、E-mail : Cargo\_CS@omanair.com Ph : +968-24510639。

区分 1.4S および第7分類の放射性物質の危険物は、オマーン航空カーゴ、Special Cargo Helpdesk からの事前承認および予約手配が得られない場合は、輸送を受託しない。

Tel : +968-24356302 / 337

Email : CargoSDU.spl@omanair.com

#### 注 :

承認は、平日(日曜日から木曜日)のみに取得できる。また、貨物の出発の少なくとも72時間前までに申請しなければならない。

WY-02 火薬類は、1.4Sを除き(WY-01参照)区分1.4S、UN-0012、UN-0014 および UN-0323を除き輸送を受託しない。花火は、輸送を受託しない。

WY-03 いかなる形式でも第7分類の放射性物質は輸送を受託しない。例外的な状況における特別許可が、承認を条件として許可される可能性がある(WY-01参照)。

WY-04 少量危険物(“Y”包装基準)の輸送は、ID-8000 および UN-1266を除き認められない(2.7およびすべての“Y”包装基準参照)。ID-8000、消費者向け商品および UN-1266、引火性溶剤を含む香料製品を除き、少量危険物は、輸送を受託しない(2.7 およびすべての“Y”包装基準参照)。

WY-05 微量危険物(EQ)は、輸送の48時間前までにオマーン航空からの事前承認がある場合に限り、輸送を受託する。微量危険物は、WY-01による事前承認がある場合に限り、輸送を受託する。

WY-06 危険物は、郵便を認めない。本規則で定義されている危険物は、郵便、クーリエ(courier)、外交郵便(DIP Mail)での受託を行わない。

WY-07 以下は、オマーン航空の便で貨物としての輸送を受託しない。

1. UN-3090 リチウム金属電池。

2. UN-3091 機器に組み込まれたリチウム金属電池。

3. UN-3091 機器と共に包装されたリチウム金属電池。

上記には Section I (完全に規制された) および Section II (例外とされた) の両方が含まれる(包装基準 968 から 970 参照)。

4. UN-3356 化学酸素発生器

5. UN-2803 ガリウム

リチウム電池貨物は、以下の形状の場合のみ輸送を受託する。

● UN 3091 — 包装基準 969 および 970 それぞれの Section II として出荷される場合の、機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたリチウム金属電池

● UN 3481 — 包装基準 966 および 967 それぞれの Section II として出荷される場合の、機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたリチウムイオン電池

WY-08 荷送人は、輸送する各危険物の危険性、特性および事故または軽微な事故の際に取るべき行動についての知識を有する個人/機関の 24 時間緊急時電話番号を提供しなければならない。国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は、“Emergency Contact” または “24-Hour number” の文言に続いて、DGD の “Handling Information” 欄に記入しなければならない (8.1.6.11 および 10.8.3.11 参照)。荷受人の電話番号は航空貨物運送状に記載しなければならない。

WY-09 スポーツ用銃器のカートリッジおよび弾薬の輸送には事前承認が要求される (包装基準 101 から 143 参照)。スポーツ用銃器 (SWP) および銃弾有りまたは無しの軍需品 (MUW) の貨物は、WY-01 による場合に限り輸送を受託する。

WY-10 軍用兵器のカートリッジおよび軍用軍需品は、厳しく制限されており、事前承認があった場合に限り認めてもよい。危険物のインターライントランスファーは、WY-07 で許可されている品目であってオマーン航空 (WY) 貨物運送状にて予約されている場合を除き、受託しない。

#### 新規追加

WY-11 以下の危険物は、輸送を受託しない。

- UN 3356 — 化学酸素発生器
- UN 2803 — ガリウム

WY-12 UN 1362、活性炭 (Carbon, activated (Activated charcoal)) は、旅客手荷物の中での輸送は、受託しない。

#### 第 5 章

包装基準 354 および包装基準 355 の複合容器 (Composites) についての単一容器の表 — Boxes 欄の 6HG2 に関して “Fibre” から “Fibreboard” へ変更。

551 ページ、包装基準 360 を以下の通り訂正。

包装基準 360

...

単一容器の表を以下の表へ差し替え。

SINGLE PACKAGINGS											
Type	Drums					Jerricans				Cylinders	
Desc	Steel	Aluminium		Other metal		Steel	Aluminium				
Spec	1A1	1B1		1N1		3A1	3B1			As permitted in 5.0.6.6	
Composites											
Type	Drums					Boxes					
Desc	Steel	Aluminium	Plywood	Fibre	Plastic	Steel	Aluminium	Wood	Plywood	Fibreboard	Plastic
Spec	6HA1	6HB1	6HD1	6HG1	6HH1	6HA2	6HB2	6HC	6HD2	6HG2	6HH2

552 ページ、包装基準 361 を以下の通り訂正。

包装基準 361

...

単一容器の表を以下の表へ差し替え。

SINGLE PACKAGINGS											
Type	Drums					Jerricans				Cylinders	
Desc	Steel	Aluminium		Other metal		Steel	Aluminium				
Spec	1A1	1B1		1N1		3A1	3B1			As permitted in 5.0.6.6	
Composites											
Type	Drums					Boxes					
Desc	Steel	Aluminium	Plywood	Fibre	Plastic	Steel	Aluminium	Wood	Plywood	Fibreboard	Plastic
Spec	6HA1	6HB1	6HD1	6HG1	6HH1	6HA2	6HB2	6HC	6HD2	6HG2	6HH2

553 ページ、包装基準 362 を以下の通り訂正。

包装基準 362

...

単一容器の表を以下の表へ差し替え。

SINGLE PACKAGINGS												
Type	Drums					Jerricans				Cylinders		
Desc	Steel	Aluminium	Plastic	Other metal		Steel	Aluminium	Plastic				
Spec	1A1	1B1	1H1	1N1		3A1	3B1	3H1			As permitted in 5.0.6.6	
Composites												
Type	Drums					Boxes						
Desc	Steel	Aluminium	Plywood	Fibre	Plastic	Steel	Aluminium	Wood	Plywood	Fibreboard	Plastic	
Spec	6HA1	6HB1	6HD1	6HG1	6HH1	6HA2	6HB2	6HC	6HD2	6HG2	6HH2	

554 ページ、包装基準 363 を以下の通り訂正。

包装基準 363

...

単一容器の表を以下の表へ差し替え。

SINGLE PACKAGINGS											
Type	Drums				Jerricans			Cylinders			
Desc	Steel	Aluminium	Plastic	Other metal	Steel	Aluminium	Plastic				
Spec	1A1	1B1	1H1	1N1	3A1	3B1	3H1	As permitted in 5.0.6.6			
Composites											
Type	Drums					Boxes					
Desc	Steel	Aluminium	Plywood	Fibre	Plastic	Steel	Aluminium	Wood	Plywood	Fibreboard	Plastic
Spec	6HA1	6HB1	6HD1	6HG1	6HH1	6HA2	6HB2	6HC	6HD2	6HG2	6HH2

555 ページ、包装基準 364 を以下の通り訂正。

包装基準 364

...

単一容器の表を以下の表へ差し替え。

SINGLE PACKAGINGS											
Type	Drums				Jerricans			Cylinders			
Desc	Steel	Aluminium	Plastic	Other metal	Steel	Aluminium	Plastic				
Spec	1A1	1B1	1H1	1N1	3A1	3B1	3H1	As permitted in 5.0.6.6			
Composites											
Type	Drums					Boxes					
Desc	Steel	Aluminium	Plywood	Fibre	Plastic	Steel	Aluminium	Wood	Plywood	Fibreboard	Plastic
Spec	6HA1	6HB1	6HD1	6HG1	6HH1	6HA2	6HB2	6HC	6HD2	6HG2	6HH2

包装基準 365、包装基準 366、包装基準 373 の複合容器 (Composites) についての単一容器の表 — Boxes 欄の 6HG2 に関して “Fibre” から “Fibreboard” へ変更。

包装基準 448、包装基準 449、包装基準 453、包装基準 463、包装基準 465、包装基準 470、包装基準 471、包装基準 479、包装基準 482、包装基準 487、包装基準 488、包装基準 489、包装基準 490、包装基準 491 の複合容器 (Composites) についての単一容器の表 — Boxes 欄の 6HG2 に関して “Fibre” から “Fibreboard” へ変更。

包装基準 555、包装基準 562、包装基準 563 の複合容器 (Composites) についての単一容器の表 — Boxes 欄の 6HG2 に関して “Fibre” から “Fibreboard” へ変更。

包装基準 655、包装基準 657、包装基準 658、包装基準 659、包装基準 660、包装基準 661、包装基準 662、包装基準 663、包装基準 670、包装基準 672、包装基準 673、包装基準 674、包装基準 675、包装基準 676、包装基準 677、包装基準 680 の複合容器 (Composites) につ

いての単一容器の表 — Boxes 欄の 6HG2 に関して “Fibre” から “Fibreboard” へ変更。

包装基準 855、包装基準 856、包装基準 862、包装基準 863、包装基準 864 の複合容器 (Composites) についての単一容器の表 — Boxes 欄の 6HG2 に関して “Fibre” から “Fibreboard” へ変更。

包装基準 956、包装基準 964 の複合容器 (Composites) についての単一容器の表 — Boxes 欄の 6HG2 に関して “Fibre” から “Fibreboard” へ変更。

## **第 7 章**

813 ページ、JACIS による誤植を以下の通り訂正。

### **7.1.2 マークの種類 (Types of Marks)**

包**送**装物上のマークは 2 種類あり、7.1.2.1 から 7.1.2.3 の要件に合致しなければならない。

## **第 8 章**

859 ページ

図 8.1.F を以下の通り訂正。

“危険物の性質および量 (Nature and Quantity of Dangerous Goods)” 欄の下から 2 番目の品目名 “UN 1950, Aerosols, non-flammable” を “UN 1066, Nitrogen compressed” へ差し替え。および包装基準 203 を包装基準 200 へ差し替え。

## **第 10 章**

957 ページ

### **10.8.3.9 危険物の性質および量 (Nature and Quantity of Dangerous Goods)**

#### **10.8.3.9.1 順序 1—危険物の識別 (Dangerous Goods Identification)**

ステップ 4. 副次危険性がある場合は、危険物分類の数字 7 の後に、副次危険性の分類または区分番号に括弧をつけて記入する (**DC** 欄から)。副次危険性ラベルが特別規定により要求される場合は副次危険性を申告書に記入する。“分類(Class)”または“区分(Division)”の語を主危険性および/または副次危険性の分類または区分番号の前に含めてもよい。

## **付録 D.1**

1044 ページ、アルバ (ABW) の連絡先を以下の通り訂正。

Department of Civil Aviation

Sabana Berde 73B

ARUBA

Tel: **+297-5232665**

Fax: +297-5823038

Email: **dca@dca.gov.aw**



1062 ページ、英国 (GB) の連絡先を以下の通り訂正。

**United Kingdom (GB)**

UK Civil Aviation Authority (UK CAA)

Dangerous Goods Office

Aviation House

Gatwick Road

Gatwick Airport South

West Sussex

England, RH6 0YR

UNITED KINGDOM

Tel : ~~+44 01293 573659~~ +44 (0) 330 022 1915

Fax : +44 (0)1293 573 991

email : ~~dangerous\_goods@caa.co.uk~~ dgo@caa.co.uk

Website : [www.caa.co.uk](http://www.caa.co.uk)

**付録 E.2**

1096 ページ、連絡先を以下の通り訂正。

**China, People' s Republic of**

~~Department of Identification and Inspection of Dangerous Goods and Packaging Shanghai~~

~~Entry-Exit Inspection and Quarantine Bureau of the P. R. of China-~~

~~Technical Center for Industrial Product and Raw Material Inspection and Testing of~~  
~~Shanghai Customs~~

No. 208, Lianfa Rd, Gaojing Town

Jinshan District, Shanghai 200334 201507

PEOPLES REPUBLIC OF CHINA

Tel: +86 (21) 6075 7701

Fax: ~~+86 (21) 6075 07702~~ +86 (21) 6075 7702

email: ~~Chenx@shciq.gov.cn~~ chenxiang1@customs.gov.cn

~~Inspection Center for Dangerous Goods and Packaging Jiangsu Entry-Exit-~~

~~Inspection and Quarantine Bureau of P. R. of China-~~

~~No. 1268 Longjin Road, Xinbei Dist-~~

~~Changzhou, Jiangsu, 213022-~~

~~Testing Center for Dangerous Goods and Packaging~~

~~Nanjing Customs of P. R. of China~~

~~No. 47 Qingyang North Road, Tianning Dist.~~

~~Changzhou, Jiangsu, 213000~~

PEOPLES REPUBLIC OF CHINA

Tel: +86 (519) 8515 2627

Fax: +86 (519) 8690 6172

email: ~~gaox@jsciq.gov.cn~~ dgp@dpte.org

以上